

子どもの受動喫煙の防止

保健福祉局 健康部
教育委員会 学校教育部

資料1

課題・背景

受動喫煙は子どもへの健康影響が大きいですが、子どもは受動喫煙に遭っても自ら声を上げ難く、自ら受動喫煙を回避することも難しい。

そのため、条例で保護者に対し自らが監護する未成年者を保護する努力義務を課すこととしているが、周知啓発のみでは具体的な行動につながる効果が弱いことが懸念される。また、学校での受動喫煙防止教育はわずかであり、子どもは受動喫煙に関して十分な学習をできていない。

【保護者と子どもに対する実効性ある受動喫煙対策を実施する必要がある】

父母の喫煙場所と子どもへの影響

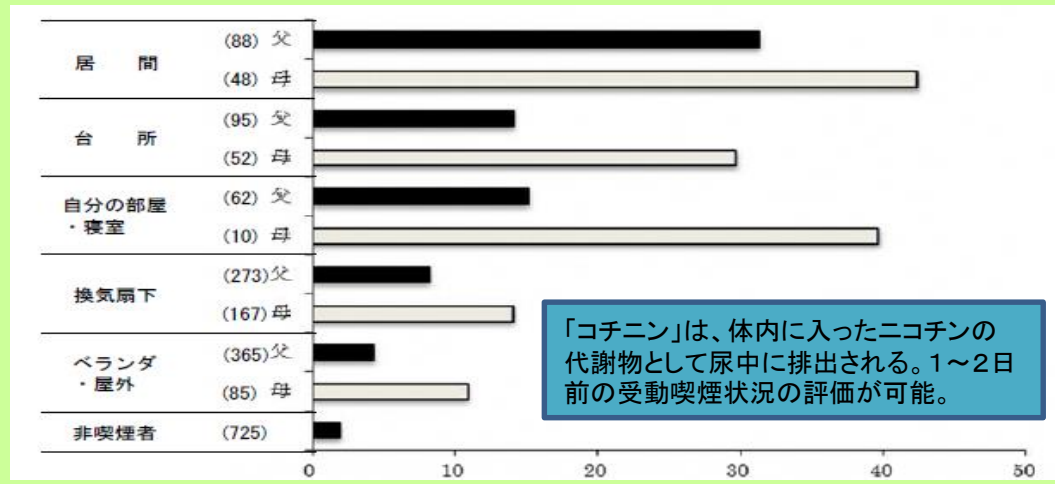
家庭内喫煙は、場所を問わず

受動喫煙を生じさせる

ベランダ・屋外であっても、非喫煙者に比べて子どもの尿中コチニン濃度は高くなり、受動喫煙による健康影響が生じる。

子どもの尿中コチニン濃度

(厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」より)



「コチニン」は、体内に入ったニコチンの代謝物として尿中に排出される。1~2日前の受動喫煙状況の評価が可能。

()内の数字は対象数を示す

(単位:ng/ml)

父母の喫煙と子の喫煙経験

父母が喫煙していると、中学生・高校生の喫煙経験が高くなることが分かっている

家庭環境要因		オッズ比 (p<0.001)	
		男子	女子
家族に喫煙者がいるほど、こどもの喫煙経験が高くなる		2.3	2.9
	父親が喫煙しているほど、こどもの喫煙経験が高くなる	1.5	1.7
	母親が喫煙しているほど、こどもの喫煙経験が高くなる	3.4	2.9
	両親が喫煙しているほど、こどもの喫煙経験が高くなる	3.8	

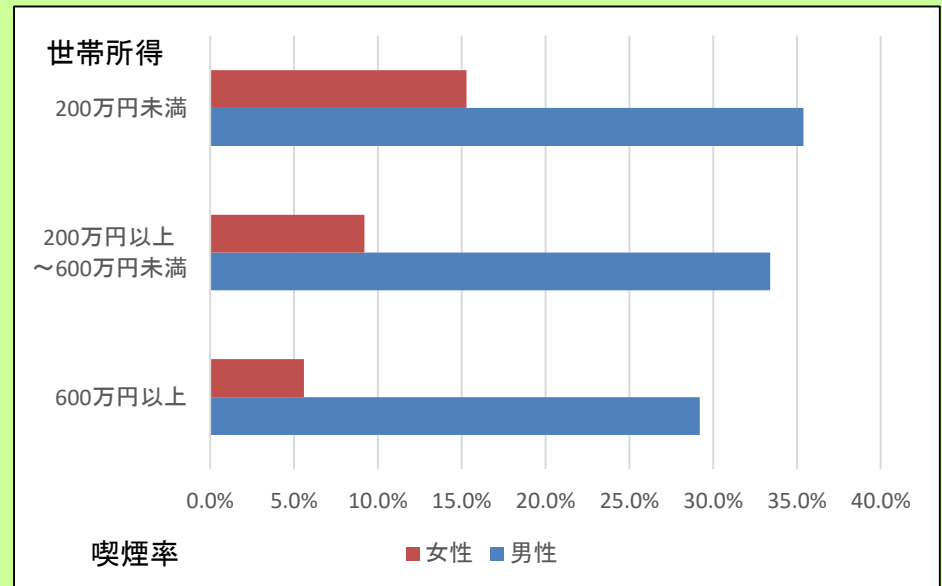
山田全啓 平成16年度 子どもの生活習慣病予防調査 (奈良県郡山保健所)

世帯所得と喫煙率の相関関係

世帯所得が低いほど、
喫煙率は高くなる

【平成26年「国民健康・栄養調査」】

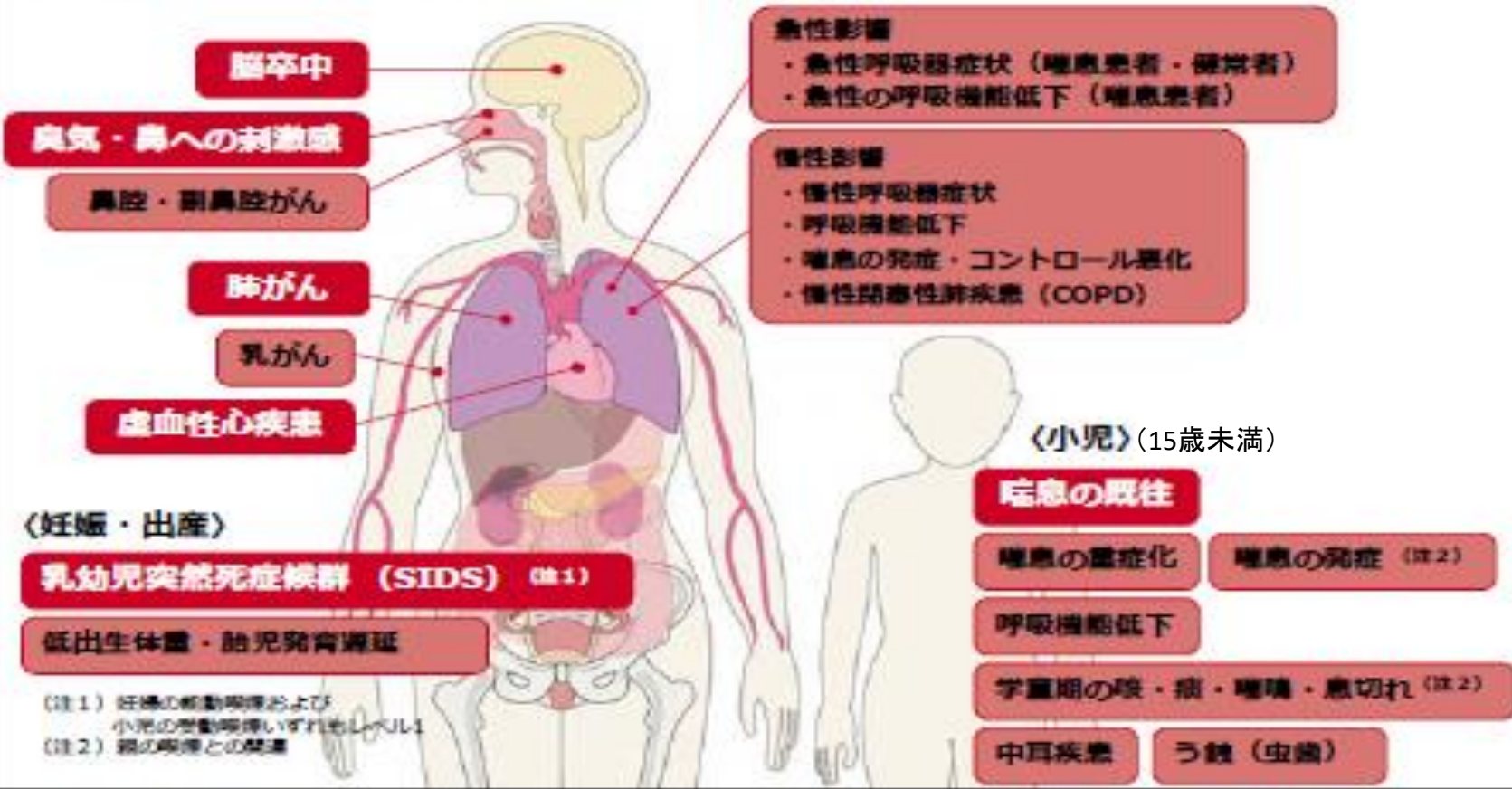
現在習慣的に喫煙している者の割合は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女とも200万円未満と200～600万円未満の世帯員で有意に高かった。



受動喫煙による健康影響

レベル1 科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である

レベル2 科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない



(厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」より)

受動喫煙防止の目指すこと

1 子ども

- ・ 受動喫煙が自分の健康に悪影響を及ぼすことを理解する。
- ・ どのように受動喫煙が起こるかを理解し、その場に応じた受動喫煙回避方法を考えられる。
 - ▶ 喫煙所の近くを通らない。
 - ▶ 喫煙している人がいた時に取ってよい行動、取ってはいけない行動を理解して、影響を極力受けないようにする。(子どもにとってはレベルが高いので要検討)

2 大人(喫煙者、非喫煙者に関わらず)

- ・ 受動喫煙が深刻な健康影響を及ぼすことを理解する。
- ・ どのように受動喫煙が起こるかを理解し、自ら受動喫煙を回避するとともに、自分の子どもを受動喫煙から保護する。

3 喫煙者

- ・ 健康増進法及び市条例を理解し、喫煙する場所を順守する。
- ・ どのように受動喫煙が起こるかを理解し、周囲に受動喫煙を生じさせない。
 - ▶ 喫煙が許された場所で喫煙するときも、他人に受動喫煙をさせないようにする。
 - ▶ 家庭内でも、家の中やベランダなど家族に影響を及ぼす場所では喫煙はしない。
- ・ 禁煙に関心のある人が禁煙を実行する。
- ・ 保護者の喫煙は、子どもが喫煙を始めやすい要因の1つであることを理解する。

子どもが受動喫煙に遭う機会を可能な限りなくすことで、子どもの健康を守る

30年度までの取組み

1 子どもへの取組み

- ・ 小学校6年生及び中学校3年生に対し、喫煙防止教育を各1時間実施し、その中で受動喫煙の害について学んでいるが、回避については学んでいない。
- ・ 中学生に対し、歯科医師による喫煙防止教育を実施した。
- ・ 改正健康増進法で、学校は原則敷地内禁煙とされた(令和元年7月1日施行)。
なお、市立小・中学校は法施行前(平成19年10月)から敷地内禁煙としている。
また、20歳未満の者は喫煙所への立入が禁止された(令和2年4月1日施行)。

2 大人(保護者)への取組み

- ・ 千葉県受動喫煙の防止に関する条例を制定し、保護者が自分の子どもを受動喫煙から守る努力義務を規定した(令和2年4月1日施行)。
- ・ 子どもを守る禁煙外来治療費助成事業を開始した。(妊婦または15歳以下の子どもと同居する市民)
- ・ リーフレット「子どもを受動喫煙から守りましょう」を妊娠届出時、乳幼児健診時、市内小学校全児童等で配布した。



3 市民全体への取組み

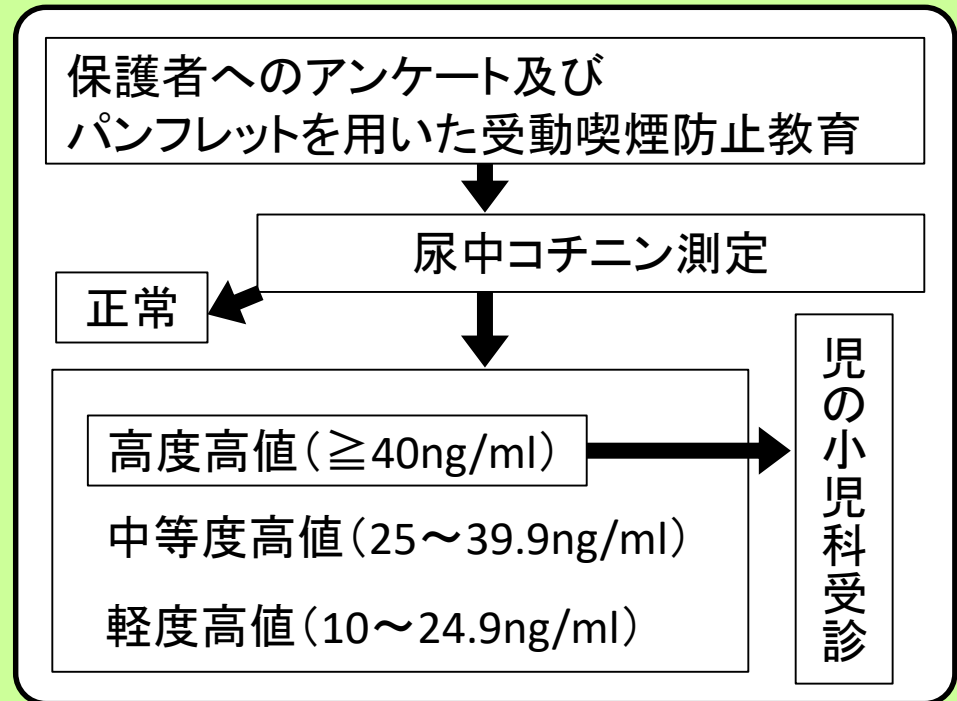
- ・ 受動喫煙対策に関する周知啓発(市内大型ビジョン等での動画放映、公共交通機関でのポスター掲示、リーフレットの配布等)を行った。



熊谷市の取組み事例

小学4年生への尿検査の実施により、受動喫煙が激減

- ・ 保護者(父親)の喫煙率の変化
2013年度(小学4年生) **48.8%**
⇒2017年度(中学2年生) **38.08%**
- ・ 検査で高値とされた子どもの割合
2008年度 **18.9%**
⇒ 2017年度 **4.0%**
- ・ 検出限界値以下の子どもの割合
2008年度 **44.9%**
⇒ 2017年度 **81.3%**



【熊谷市のコメント】(平成31年1月13日 毎日新聞)

保護者に検診の存在が知られるようになったことで、受動喫煙防止への意識づけ(禁煙への動機づけ)ができ、子どもが守られるようになった。

※君津市も令和元年度から小4を対象とする尿検査を実施予定

元年度の取組内容(尿中コチニン検査のモデル実施)

目的: 児童の受動喫煙状況を可視化し、家庭に知らせることで受動喫煙に遭う機会を減少させる。

内容:

- ・児童の尿検査を実施し、受動喫煙状況の評価が可能な尿中コチニン濃度を測定する。
- ・検査結果を通知し、保護者への家庭内禁煙・禁煙指導と児童への防煙教育を行う。
- ・効果測定は、次年度の保護者へのアンケート調査により行う。

対象: 若葉区内の小学校20校の4年生※
(1,104人)

※ 4年生は一般的に、自分の健康に関心を持ち、理解できる年齢であるため

課題:

- ・費用が高額 約8千円／人
- ・防煙教育により、児童が喫煙者を不快にさせるような回避行動をとらないか。

【参考】

千葉県医師会が、プリント学習による受動喫煙防止教育の学習効果を検証する目的で、尿中コチニン検査を実施する予定(県内の中学一年生2,500人以上、内本市は11校約1,200人。検査はその一部を対象とする)

実施の流れ

R1.10月頃 保護者へのアンケート調査
(喫煙の有無、喫煙場所、受動喫煙への意識等)

R1.11月頃 児童の尿中コチニン検査
(※小学校で尿回収)

R2.2月頃
・陽性・陰性の結果に家庭内禁煙・禁煙のパンフレットを同封し、保護者へ指導
・児童への防煙教育(プリント学習)
(※小学校で実施)

- ◎家庭内禁煙を促進する
- ◎保護者の禁煙への動機づけを図る
- ◎児童がたばこの煙を回避する

小・中学生の喫煙防止教育内容

1 学習指導要領(ねらい)

小学生(6年生)	中学生(3年生)
<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙の害について <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること。 ・長期間の喫煙により、肺がんや心臓病等にかかりやすくなること。 ○受動喫煙について <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の人々の健康にも影響を及ぼすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙の害について <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の名称を学び、その作用により、心臓への負担等、様々な急性影響が現れること。 ・常習的な喫煙で、肺がんや心臓病にかかりやすくなること。 ○受動喫煙について <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の人々への健康にも影響を及ぼすこと。

2 小学4年生プリント学習の実施に向けて

(教科書に加え、今年度の実践内容も参考にして、プリントを作成)

- 11月 千葉市立扇田小・健康教育研究指定校
 (受動喫煙回避に関する授業展開予定)・・・小学6年
 1月 県医師会作成プリント学習(受動喫煙回避)・・・中学1年



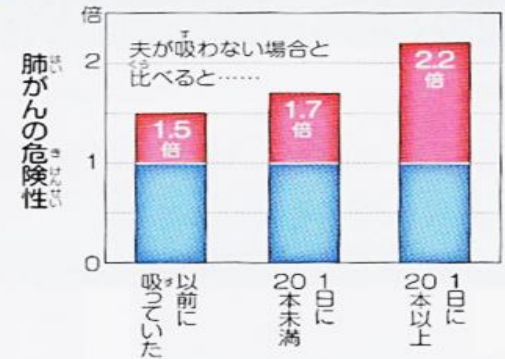
小学4年生で行う内容(案) 2月実施予定

- ・受動喫煙の害について
- ・喫煙場所に近寄らない(場所からの回避)

回避方法の学習によって、子どもが過剰な回避行動をとる等のトラブルの発生が懸念される。回避方法の学習内容は、健康教育指定校における受動喫煙防止教育、千葉県医師会が実施する中1向けプリント学習の内容及び学習結果をふまえ、検討する。



● 夫の喫煙と妻の肺がんの危険性



副流煙(たばこの先から出るけむり)

ニコチン
主流煙の
2.8倍

タール
主流煙の
3.4倍

いっさんかたんそ
一酸化炭素
主流煙の
4.7倍

現在、千葉市で使用している教科書より抜粋
 (株)学研教育みらい 発行

元年度の取組内容(その他)

1 子どもへの取組み

- ・ 小学校6年生及び中学校3年生に対し、喫煙防止教育を各1時間実施を継続
- ・ 健康教育指定校の小学校6年生に対し、受動喫煙に関する授業を実施
- ・ 中学生に対する歯科医師による喫煙防止教育の実施を継続

2 大人(保護者)への取組み

- ・ 子どもを受動喫煙から保護する内容を含む動画を市内大型ビジョンで放映
- ・ 市民向けリーフレットを学校を通じて全ての小中学生に配布
- ・ 子どもを守る禁煙外来治療費助成事業の継続

3 市民全体への取組み

- ・ 受動喫煙対策に関する周知啓発(動画放映ポスター掲示、リーフレットの配布等)を実施
- ・ 公共交通機関での法令の規制内容に関する広告の掲出(車内広告、車内モニターでの動画放映等)



1 子どもへの取組み

- ・ 令和元年度の尿中コチニン検査のモデル実施結果を踏まえ、事業の全市への拡大を検討(小学4年生に対する尿中コチニン検査及び、受動喫煙防止に関するプリント学習)
- ・ 小学校6年生及び中学校2、3年生に対し、喫煙防止教育を各1時間実施を継続(令和3年度から中学校2年生を対象とするが移行期のため2、3年生に実施)
- ・ 中学生に対する歯科医師による喫煙防止教育の実施を継続

2 大人(保護者)への取組み

- ・ 子どもを受動喫煙から保護する内容を含む動画を市内大型ビジョンで放映
- ・ 子どもを守る禁煙外来治療費助成事業の継続

3 市民全体への取組み

- ・ 受動喫煙対策に関する周知啓発(動画放映ポスター掲示、リーフレットの配布等)を実施
- ・ 公共交通機関での法令の規制内容に関する広告の掲出(車内広告、車内モニターでの動画放映等)

4 法令の施行

- ・ 健康増進法及び市条例の全面施行(令和2年4月1日)